

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2011～2014

課題番号：23242043

研究課題名(和文) 中国における土地領有の慣習的構造と土地制度近代化の試み

研究課題名(英文) Traditional structure of land possession and projects for modernizing land system in China

研究代表者

片山 剛 (Katayama, Tsuyoshi)

大阪大学・文学研究科・教授

研究者番号：30145099

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 22,300,000円

研究成果の概要(和文)：南京国民政府下の首都南京で1934～36年に実施された不動産登記事業について、登記文書を用いて復原し、その特色と中国史上における意義を明らかにした。

従来、ある土地の正当な所有者であることを証明する責任は、所有者自身が負っていた。そのため、正当な所有者であることの由来を証明する新旧の売買契約書や政府発行の証明書すべてを、所有者自身が保管していた。しかし本登記事業は、上記の売買契約書や政府の証明書すべてを地政機関が保管することに変更し、正当性の由来を証明する責任は政府が負うようになった。これが、本登記事業の中国史上における意義の一つである。

研究成果の概要(英文)：The land registration project was carried out at the city of Nanking, the capital of Kuomintang Government, from 1934 to 1936. We have reconstructed the procedure of registration and have cleared the distinctive features of this project in Chinese history.

It had been necessary for each land owner to be responsible for establishing that he/she was a rightful owner by keeping all title deeds and other necessary documents new and old before this project. Instead of each owner, the Nanking City Government, especially the bureau in charge of land administration has become responsible to establish he/she is the rightful owner by keeping the deeds and documents above after this project. This change was of importance for the land system in Chinese history.

研究分野：東洋史

キーワード：伝統中国 近代東アジア 土地登記 地籍図 国際研究者交流 中国：台湾 国際情報交換 中国：台湾

1. 研究開始当初の背景

(1) 近代日本の内地を対象とする土地調査・整理事業や土地制度近代化の研究は、日本人研究者による分厚い蓄積がある。一方、日本内地以外の近代東アジアにおける土地調査・整理事業や土地制度近代化については、宮嶋博史・広川佐保・西英昭等の研究があるが、いずれも日本人もしくは日本への留学経験者(引用文献の江丙坤)による、日本の植民地等を対象とする、日本語資料を利用したものが大部分である。すなわち、中国大陸を扱ったものとしては、引用文献の笹川裕史のみである。笹川の研究は、中国語資料を利用して中国大陸を扱った先駆的研究として高く評価できる。ただし中国の場合、大きな地域差と長い伝統があり、また後述するように、申請者らが近年発見した、有用であるが未利用のままの文書資料が大量に残存していることを考慮すると、検討すべき余地は多く残っている。

たとえば伝統中国では、土地・人民を中央集権的に把握することが志向されており、魚鱗図冊のような近代的な地籍図や土地台帳に類似するものが作られている。しかし20世紀前半に大陸で作られた地籍図・土地台帳については、従来、その残存情報が皆無であったため、伝統中国における類似物との単純な比較すら行われていなかった。そのため、南京国民政府期の土地調査・整理事業を、伝統中国と対比して位置づける作業も行われていないのが現状である。また、近代東アジアを通覧し、各地域の土地制度近代化を比較した本格的な研究が出ていないのも、近代中国の土地制度近代化に関する研究の相対的不足にもとづく。したがって、19世紀までの伝統中国の時期と1949年の中華人民共和国建国以降の時期とを架橋して通時的理解を深めるうえで、そして19世紀後半から20世紀前半における東アジア地域全体を視野に入れた同時代史的比較を進めるためにも、近代中国の土地制度近代化の試みをより掘り下げて検討する必要がある。

(2) また、従来の通説では、解放前の中国には<村の土地>が存在しないと理解されている。しかし2009年に広東省高要市(旧高要県)の旧金東圍で、申請者らが実施した古老への聞き取り調査によって、「ラン」と呼ばれる<小字>レベルに相当する土地区画(最末端レベルである<一筆耕地>よりも一つ上位の区画)は、特定の村に固定的に帰属していること；<小字>から得られる収益は村の収入となり、村の公的支出に供されること；等の仮説を得た。中国の<小字>レベルを対象とする研究は、文献史料がほとんど存在しないために、これまで行われてこなかったが、古老に対する詳細な聞き取りを実施することで中国農

村社会に関する新たな地平が開かれる可能性がある。

<引用文献>

江丙坤『台湾地租改正の研究』東京大学出版会、1974年
笹川裕史『中華民国期農村土地行政史の研究』汲古書院、2002年

2. 研究の目的

(1) 近代東アジア諸地域で実施された、土地の調査・整理事業および土地制度近代化の試みのうち、研究状況が相対的に手薄である中国大陸のそれについて、1930年代中葉から40年代後半における南京市の土地調査・整理事業(特に1934~36年の不動産登記事業)を対象に考察を加える。そしてこれを通じて、本事業において志向された土地制度のあり方を、古代から現在に至る中国史上のなかに定位する。

(2) 伝統社会には<土地の近代的所有>の範疇に収まらない、各地域に固有の事象が多々あるが、伝統中国に関するそれらの知見を、開発事業や土地調査事業の際に作成された文献資料と、農村の古老への採訪調査とを活用して、実証的かつ具体的に提示する。

3. 研究の方法

(1) 1930年代中葉から40年代後半の南京市街地を対象とする土地の調査・整理事業(特に1934~36年の不動産登記事業)で作成された毎筆の土地(主に所有権)に関する登記文書を、台北の国史館で収集して分析を加えるとともに、登記文書をデータベース化して1936年作製の地籍図と照合し、土地の調査・整理・登記のあり方を具体的に復元する。

(2) 広東省高要市(旧高要県)の旧金東圍については、<売買不可の村の土地>の土地改革前夜の状況とそれ以降の変遷とを解明するために、古老の採訪と村絵図・地籍図・衛星画像等を用いた実地踏査とを実施する。

(3) 南京市郊外の中洲については、20世紀前半の開発過程とそこで生じた地権の<永佃権>等への分割過程を解明するために、実地踏査とともに文献資料を活用した研究を進める。

4. 研究成果

(1) 南京国民政府下の首都南京で1934~36年に実施された不動産登記事業を原文書から考察し、近代南京の土地登記史において、上記の不動産登記事業に先立って制定された1933年の「南京市不動産登記条例」は大きな画期であったが、その直前の

画期としては、19世紀後半の太平天国後において江寧善後総局が行った「執照」発給事業が該当するとの仮説を提示した。一筆の土地区画における境界線の位置を、詳細な調査と正確な測量によって描いた戸地図が登場したことは、都市住民に境界線の厳密な位置に対する関心を引き起こしたと推測した。また、その後の不動産売買にとって、かかる詳細な戸地図は必要不可欠となり、その意味で戸地図を作製・保管する地政機関の不動産売買への関与は不可避のこととなっていくという見通しを得た。農村と比べた場合の都市不動産の特性として、一筆の土地区画における建物価格は一般に土地価格よりも高いため、土地と建物と一緒に売買する場合、それは土地の売買というよりも、建物の売買として当事者に認識されていた可能性を指摘した。登記完了後に不動産所有者の手元に残る書類は、地政機関が発給した戸地図と所有権状のみとなり、所有権の正当性の由来を証明する古い売買契約書や政府発行の古い証明書は地政機関に保管される。これは、所有権の正当性を証明する責任を事実上所有者が負っていた伝統中国のあり方を大きく変更し、地政機関、すなわち政府が証明責任を負うようになったことを意味すると推測し、本登記事業の中国史上における意義を指摘した。以上、不動産の都市的特性、および当該登記事業の新機軸について多くの新知見を獲得することができた。

- (2) 広東省旧金東圍での調査では、土地改革前の〈村の土地〉に関する新知見を得た。すなわち、一筆耕地の〈所有権＝管業権〉は自然村を超えて個人レベルで売買される。しかし所有権とは別に、「ラン」(日本の小字に相当)と呼ばれる土地区画には、売買されない〈管理権〉が存在し、この管理権は各自然村が保持していた。そして、一筆耕地の所有権が売買によって他村の村民に移っても、自然村が有する〈小字〉の管理権には影響を与えない。自然村と〈小字〉との間のいかなる具体的関係にもとづいて、自然村が〈小字〉の管理権をもつのかの問題については、次の仮説を得た。すなわち、旧金東圍では、収穫期における作物の盗難防止のための活動(巡視する「老更」の募集)が、〈小字〉を単位にして、自然村が主体となって行われていた。そして、盗難を被った場合の耕作者への補償も、自然村が募集した「老更」によって行われていた。この〈小字〉レベルにおける農業経営の安全確保という具体的関係にもとづいて、〈小字〉に対する管理権を自然村が保有していた、と。以上は、土地改革前の中国には〈村の土地〉がないとする通説を再考させる重要な知見である。

- (3) 20世紀前半の南京付近の中洲開発における地権の分化(一田両主制＝「永佃権」の形成)については、開発のための大部分の資金・労働力を佃農が提供するだけでなく、堤防や土地区画の青写真を含む開発の全体プランを佃農が策定していたことを明らかにした。従来の佃農像は貧しい農民として描かれていたが、開発の全体プランを策定できる力量をもつ佃農像を提供することができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計23件)

山本一、南京関係地理空間情報の紹介と利用の可能性、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、6号、2015、pp. 4-22

荒武達朗、1930年代南京の都市不動産登記文書と現在の秦淮河磨盤街社区、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、6号、2015、pp. 23-52

稲田清一、土地か建物か：南京市土地登記文書・契拠部分を中心に、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、6号、2015、pp. 53-66

田口宏二朗、空間の切り取られかた：1930年代、南京の土地登記文書をめぐって(要約) 近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、6号、2015、pp. 67-70

大坪慶之、民国期南京における土地の境界をめぐる紛糾と諸権利、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、6号、2015、pp. 71-85

片山剛、分段図・所有権状の発給と登記文書の保管：契拠類の行方と証明責任の所在、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、6号、2015、pp. 86-98

大坪慶之、1930～40年代作製の南京市戸地図について、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、6号、2015、pp. 134-144

栗原純（解説） 大坪慶之・田嶋俊雄（整理・編集）、江丙坤博士に対するインタビュー：『台湾地租改正の研究』（東京大学出版会、1974年）刊行40年、中国研究月報、査読無、69(3)、2015、pp. 1-16

小林茂、環境史研究における地図・空中写真資料の評価と活用、SEEDer、査読無、12、2015、pp. 20-29

小林茂・森野友介・角野宏・多田隈健一・小嶋梓・波江彰彦、台湾桃園台地における灌漑水利の展開と土地利用の変動：GISを援用した分析、E-journal GEO、査読有、9(2)、2014、pp. 172-193

荒武達朗、満鉄上海事務所調査室の南京不動産慣行調査、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、5号、2014、pp. 3-34

田口宏二郎、南京国民政府時期の不動産登記と「他項権利」(3) [要旨]、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、5号、2014、pp. 35-38

片山剛、20世紀前半、長江中洲の開発と開発農民の具体像 南京付近の中洲を中心に、近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、5号、2014、pp. 39-57

山本一、「土地調査事業」としての査田定産工作 解放後の南京市郊外を例に [要旨] 近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター、査読無、5号、2014、

pp. 58-67

片山剛、对自然的擁有形態の多重結構、当代日本中国研究、査読無、1輯（歴史・社会）2013、pp. 200-225

Kobayashi, Shigeru (小林茂), Japanese mapping of Asia-Pacific areas, 1872-1945: An overview, *Cross Currents: East Asian History and Culture Review*, 査読有、1、2012、pp. 137-171

[学会発表](計25件)

片山剛、土改前夕村庄的土地“管理”和村民的土地“所有”：以広東省高要県為例、第17回上海交通大学-大阪大学学术交流セミナー、2014年11月3日、上海(中国)

山本一、作為土地調査事業的査田定産工作、第17回上海交通大学-大阪大学学术交流セミナー、2014年11月3日、上海(中国)

片山剛、關於二十世紀三十年代南京市土地登記工作及其文件、台湾社会經濟史討論会、2014年9月3日、台北(台湾)

田嶋俊雄、從地租改正至土地改革兼評Ladejinsky和江丙坤的工作、台湾社会經濟史討論会、2014年9月3日、台北(台湾)

田口宏二郎、南京国民政府土地登記政策与地權制度、第16回大阪大学-上海交通大学学术交流セミナー、2013年10月23日、大阪大学(大阪府豊中市)

小林茂、前植民地期の東アジアにおける伝統地図と近代地図、明清史研究合宿2013、2013年8月8日、パナソニックリゾート大阪(大阪府吹田市)

Kobayashi, Shigeru (小林茂), Imperial

cartography in East Asia during the 19th and early 20th century: An overview、International Geographical Union 2013 Kyoto Regional Conference、2013年8月6日、国立京都国際会館（京都府京都市）

稲田清一、族譜与地籍資料：以福建寧化為例、南京大学歴史学講座、2012年12月25日、南京（中国）

小林茂、植民地期以降の台湾桃園台地の灌漑水利におけるため池の変遷：GISを援用した分析、人文地理学会大会、2012年11月18日、立命館大学（京都府京都市）

片山剛、開荒、環境保護、地主和農民：以二十世紀の前半期南京市江心洲為例、第六屆現代中国社会變動与東亜新格局国際学術討論会、2012年8月21日～2012年8月22日、花蓮（台湾）

稲田清一、民国時期的地籍資料：地籍図与小農家庭、講座（浙江大学蒋介石与近代中国研究中心・浙江大学地方歴史文書編纂与研究中心）、2012年3月16日、杭州（中国）

〔図書〕（計5件）

片山剛（森時彦編）長江流域の歴史景觀、京都大学人文科学研究所、2013、pp. 103-126

稲田清一（范金民・胡阿祥主編）江南地域文化的歴史演進文集、生活・読書・新知三聯書店、2013、pp. 213-240

小林茂（HGIS 研究協議会編）歴史 GIS の地平：景觀・環境・地域構造の復原に向けて、勉誠出版、2012、pp. 57-67

6. 研究組織

(1) 研究代表者

片山 剛（KATAYAMA, Tsuyoshi）

大阪大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：30145099

(2) 研究分担者

小林 茂（KOBAYASHI, Shigeru）
大阪大学・大学院文学研究科・名誉教授
研究者番号：30087150

田口 宏二郎（TAGUCHI, Kojiro）
大阪大学・大学院文学研究科・准教授
研究者番号：50362637

稲田 清一（INADA, Seiichi）
甲南大学・文学部・教授
研究者番号：60221777

荒武 達朗（ARATAKE, Tatsuro）
徳島大学・ソシオ・アーツ・アンド・サイ
エンス研究部・准教授
研究者番号：60314829

大坪 慶之（OTSUBO, Yoshiyuki）
三重大学・教育学部・准教授
研究者番号：30573290

(3) 連携研究者

田嶋 俊雄（TAJIMA, Toshio）
大阪産業大学・経済学部・教授
研究者番号：10171696
（平成26年度より連携研究者）

(4) 研究協力者

山本 一（YAMAMOTO, Hajime）
大阪大学・大学院文学研究科・特任研究員
研究者番号：00748973

夏 維中（XIA, Weizhong）
南京大学・中国思想家研究中心兼歴史系・
教授

特木 勒（Temule, Temur）
南京大学・歴史系・副教授

陳 忠烈（CHEN, Zhonglie）
広東省社会科学院・歴史研究所・研究員

廖 汝銘（LIAO, Hsiung-Ming）
中央研究院・人文社会科学研究中心・研究
助技師